

教官防空當直規約

- 一、當直教官ハ警戒警報下リル場合、學内防空態勢完了迄學内防空ノ全般の指導ニ當ルモノトス。
- 一、當直教官ハ二名トシ別表當直順番ニヨリ行フモノトス。
- 一、本當直時間ハ午後七時ヨリ翌朝午前七時迄トス。
- 一、教官當直室ハ學校ヨリ合當ノ設備スルモノトス。
- 一、當直教官ハ學校ヨリ合當ノ設備ヲ受ケルモノトス。
- 一、當直教官ハ病院調理所ニ於テ左ノ時間ニ食事スルモノトス。
 - イ、夕食 午後六時
 - ロ、朝食 午前七時
 - ハ、晝食 正午
- 一、本當直ハ當合ノ間、日曜、祭日、休暇中ト雖モ實施スルモノトス。
- 一、本當直教官ノ當直服務規定ハ別ニ之ヲ定ム。
- 一、本當直ハ昭和三十年三月十七日以降實施スルモノトス。

學生生徒防空當直規約

- 一、學生生徒防空當直ハ警戒警報發令下リ各場合學内ノ防空態勢完了迄當直教官ノ指揮ノ下學内防空ニ従事スルモノトス。
- 一、學生生徒隊員ノ防空當直順番ハ別ニ之ヲ定ム。
- 一、本當直時間ハ午後七時ヨリ翌朝午前七時迄トス。
- 一、學生生徒隊員ノ當直室ハ病院美瑛館トス。
- 一、本防空當直學生生徒ニ合當ノ設備ヲ受ケルモノトス。
- 一、本防空當直學生生徒ハ病院調理所ニ於テ左ノ時間ニ食事スルモノトス。
 - イ、夕食 午後六時
 - ロ、朝食 午前七時
 - ハ、晝食 正午

一、本當直ハ昭和三十年三月十七日以降實施スルモノトス。

當直教官服務規定

一、警戒警報發令下リ場合

- イ、當直教官ハ午後六時病院調理所ニ階ニテ學生生徒ハ防空當直室ニ集ルモノトス。
- ロ、教官ハ午後九時美瑛館ニテ學生ノ出席点檢ヲ行フモノトス。
- ハ、午後十時半學内ヲ巡視シ燈火管制ノ良否ヲ調ヘルモノトス。
- ニ、學生生徒當直室ノ内ニ集リ、一時間交替ニテ不寢番ヲ置クモノトス。
- ホ、起床ハ午前六時トシ朝禮ヲ行ヒ朝食ヲトルモノトス。
- ヘ、教官ハ當直日誌ヲ記シ報國隊長ニ提出スルモノトス。
- ト、ハノ事務的手續ハ教務係長ニ行フモノトス。
- チ、當直教官ハ消火栓、防空資材等ノ位置ニ就キ知り置クヲ要ス。

一、警戒警報アリタル場合

- (1) 本防空本部ヨリ警戒警報ノ傳達ヲ受ケル場合ハ總本部ニ赴キ連絡ナル判断ノ下左記事項ニ留意スベシ。
- イ、警報傳達

I 學内サイレンノ吹鳴

II 呼リシ 學校(事務室直室)
病院(患者受付)

III 口頭傳達

口燈火管制

八 學内警備

二 消火器具ノ整備

二 空襲警報アル場合

警戒警報ニ準ズベシ

三 空襲ヲ受ケタル場合

空襲警報發令ナレ未ク學内ノ防空態勢整ハカル時、突如空襲ヲ受ケタル場合ハ、特ニ迅速建築ニ注意シ、初期消火ニ最大ノ努力ヲ拂フベシ